

公益社団法人 静岡県産業廃棄物協会 入会のご案内



産業廃棄物の処理から
資源とエネルギーを生み出す **循環産業への飛躍**



新たな **ビジネスチャンスの創出**

写真：夏休み親子環境施設見学会「ほくらはさんばい探偵団」

会員の **6** つのメリット

最新法令等の 情報を提供

- 改正法令や通知に係る情報をポイントをおさえて分かりやすく配信
- 法令改正等の講習会を適宜開催
- マニュアルやガイドライン等の資料を適宜提供



廃棄物管理業務を サポート

- 産業廃棄物処理業許可の更新時期を事前にお知らせ
- 契約管理業務やマニフェスト管理業務等の産業廃棄物管理業務に関する各種相談に対応



現場教育や 人材育成を支援

- 各種表彰制度の創設
- メニュー豊富な講習会・研修会を適宜開催
- 専門的講師の派遣や紹介



企業間交流を促進

- 県内のあらゆる業種の環境担当者とのコミュニケーションが可能
- 支部や専門部会の活動が充実
- 約1,000社もの会員規模



社会的信頼の向上

- 不法投棄撲滅活動や環境啓発活動等の社会貢献活動が充実
- 県と災害廃棄物処理協定を締結
- 協会ホームページで会員情報を公開



業務改善を支援

- 産業廃棄物処理現場の安全衛生活動への支援ツールを提供
- 廃棄物処理業務に係る資料・冊子を適宜提供



公益社団法人 静岡県産業廃棄物協会について

公益社団法人静岡県産業廃棄物協会では、産業廃棄物の適正処理の推進と産業廃棄物処理業の健全な発展を目指し、社会貢献と会員の皆様への支援を両輪として各種事業を実施しています。

法人の設立

昭和52年4月12日設立 *平成24年4月1日公益社団法人へ移行

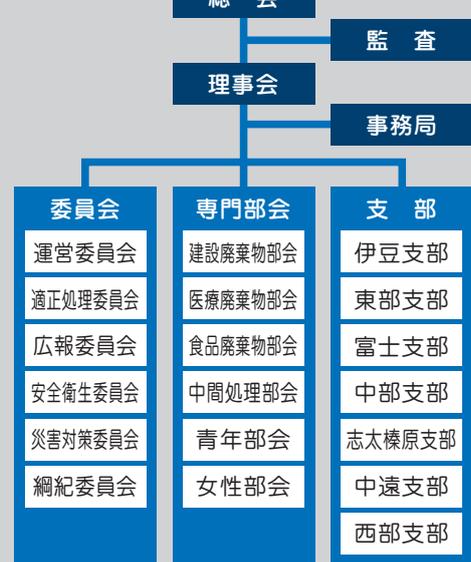
法人の目的

産業廃棄物を主体とする廃棄物の適正な処理を促進する事業を行うことにより、生活環境の保全、産業の健全な発展及び廃棄物の有効利用を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

事業内容

- 1 産業廃棄物に係る処理業許可取得、産業廃棄物管理票(マニフェスト)作成等の事務の指導
- 2 産業廃棄物の有効利用促進に関する事業
- 3 産業廃棄物の処理に関する講習会、研究会等の実施
- 4 産業廃棄物の処理に関する各種の調査並びに情報の収集及び提供
- 5 廃棄物の適正処理及び不法投棄防止に係る活動
- 6 産業廃棄物管理票の頒布
- 7 優良事業所、優良従事者、安全衛生優良職長等の表彰

組織図



入会について

会員区分

正会員

- 静岡県内における産業廃棄物処理業の許可を受けた者
- 産業廃棄物を排出する事業者若しくはこれらの者の組織する団体(事業場単位)
- 産業廃棄物に関する識見を有する個人若しくは団体

賛助会員

- 法人の目的に賛同し、この法人の事業に協力するため入会したもの

入会金・会費

区 分		入 会 金	会 費	
正 会 員	産業廃棄物 処理業者	収集運搬業	月額 / 4,000円	
		処分業	月額 / 5,000円	
	産業廃棄物 排出事業者	排出事業者	月額 / 5,000円	
		団 体	なし	年額 / 20,000円
		産業廃棄物に関する 識見を有する個人若しくは団体	10,000円	年額 / 36,000円
賛助会員		なし	月額 / 2,500円	

入会手続き

入会申込書
お取り寄せ

入会申請

理事会審査
※

入会

入会金・会費
お振込み

※理事会…4月、10月、3月

お問合せ

公益社団法人 静岡県産業廃棄物協会

〒420-8061 静岡県葵区追手町9-6 (県庁西館9階)

TEL 054-255-8285 FAX 054-252-2845

e-mail sanpai@shizuoka-sanpai.or.jp

詳しくは、静岡県産業廃棄物協会ホームページへ
<https://www.shizuoka-sanpai.or.jp>

静岡県産業廃棄物協会

